

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 株式会社大垣共立銀行（証券コード:8361）

### 【据置】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的

## 共友リース株式会社（証券コード:ー）

### 【据置】

長期発行体格付	A
格付の見通し	安定的
国内CP格付	J-1

## ■格付事由

### 発行体：株式会社大垣共立銀行

- 岐阜県大垣市に本店を置く資金量5.9兆円の地方銀行。県内において預貸金とも比較的高いシェアを維持するなど、地元におけるプレゼンスは高い。また、早くから愛知県への営業展開を強化し、事業基盤を確立している。格付は強固な事業基盤や、良好な貸出資産の質などを反映している。足元ではコア業務純益への下押し圧力が強まっているが、トップライン収益強化に向けた取り組みは着実に進捗しており、中期的な収益力の改善度合いに注目していく。
- コア業務純益（投資信託解約損益などを除く）は18/3期をボトムに回復しているが、ROA（コア業務純益ベース）は0.2%程度と改善の余地が残る。海外短期市場金利の上昇を背景とした外貨調達コスト増加の影響が大きい。外貨建債券の残高削減などにより減少していくとみられる。また、個人の預かり資産販売にかかる収益や法人向けのフィー収益の水準は、従前に比べて高まっている。金利引き上げに伴う預金利息の増加が先行する可能性はあるが、収益性を重視した施策なども背景に貸出金利回りの上昇による寄与が見込まれる。これらを踏まえ、26/3期以降のコア業務純益は堅調に推移するとJCRはみている。
- 24年6月末の金融再生法開示債権比率は1%台前半と、個人向け貸出の構成比が高いことなどもあり、低位に抑えられている。また、貸出の小口分散が図られているほか、一定の与信額を超える破綻懸念先に対してキャッシュフロー控除法を適用するなど保守的な引当を実施している。物価や人件費の上昇などが与信先に与える影響には留意を要するが、与信費用は今後もコア業務純益で十分に吸収可能な範囲で推移するとみている。有価証券運用では外貨建債券を中心に残高削減を進め、保有債券にかかる金利リスク量は減少している。株式や投資信託にかかる価格変動のリスク量は資本対比でやや大きい一方、株式の評価益が厚く、その他有価証券は評価益を確保している。
- 24年6月末の連結コア資本比率は9.13%と従前に比べ改善が進んでいる。収益性を重視したリスクアセットのコントロールが寄与したものであり、堅調な業績を背景とした内部留保の蓄積なども相まって、当面は現状程度の資本水準を維持可能とJCRはみている。

**発行体：共友リース株式会社**

- (1) 当社は、大垣共立銀行（OKB）グループのリース会社。岐阜県や愛知県における OKB のプレゼンスの高さを背景に、両県を中心に一定の事業基盤を有している。OKB の支配・関与度、グループにおける経営的重要度の高さを踏まえ、当社の長期発行体格付を OKB と同格としている。OKB は間接分を含め当社の議決権を 100% 保有し、また、取締役全員が OKB の出身者である。リスク管理など経営管理面での一体性も強い。OKB はグループ総合力の発揮などを通じコンサルティング事業を強化する戦略を掲げている。当社がグループのリース機能を担う唯一の会社であることから、OKB グループにおける当社の重要度は高いと JCR はみている。
- (2) 与信費用控除前の経常利益は、近年 10 億円前後で推移している。24/3 期の経常利益は前期比で大幅な増益となったが、引当基準の見直しなどに伴う貸倒引当金戻入益の発生や、他の OKB グループ会社からの受取配当金増加の寄与が大きい。もともと、これらの要因を除いた経常利益も増益となっている。顧客の設備投資にかかる補助金受領のサポートや省エネルギーに寄与する案件の取り込み、低採算案件の抑制などにより収益性の改善が進んでいる。資金調達コストの増加が抑えられていることなども踏まえると、当面の利益は堅調に推移すると JCR はみている。
- (3) 24 年 3 月末の自己資本比率は 14.8% と高水準にある。堅調な業績に加え、資産残高の増加が抑制されていることから、当面も高水準を維持可能と JCR はみている。資金調達基盤は安定している。OKB をコアとして、多くの金融機関と安定的な取引関係を構築している。間接調達以外でも CP の活用により調達源を多様化している。

(担当) 大石 剛・山本 恭兵

**■ 格付対象**

**発行体：株式会社大垣共立銀行**

**【据置】**

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

**発行体：共友リース株式会社**

**【据置】**

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A	安定的

  

対象	発行限度額	格付
コマーシャルペーパー	300 億円	J-1

## 格付提供方針等に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2024年10月28日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：宮尾 知浩  
主任格付アナリスト：大石 剛
3. 評価の前提・等級基準：  
評価の前提および等級基準は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：  
本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2024年10月1日)、「銀行等」(2021年10月1日)、「リース」(2013年7月1日)、「金融グループの持株会社および傘下会社の格付方法」(2022年9月1日)として掲載している。
5. 格付関係者：  
(発行体・債務者等) 株式会社大垣共立銀行  
共友リース株式会社
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：  
本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。  
本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。  
本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：  
・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表  
・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：  
JCRは、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. 格付関係者による関与：  
本件信用格付の付与にかかる手続には格付関係者が関与した。
10. JCRに対して直近1年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCRの格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCRの格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいております。JCRの格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。JCRの格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO登録状況

JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL: 03-3544-7013 FAX: 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル